

『武藏野英語教育研究』(第2巻第2号)
(2008年11月)

新しい学習指導要領と小学校英語について

佐々木 隆

武藏野英語教育研究会

新しい学習指導要領と小学校英語について

佐々木 隆

2006年12月の教育基本法の改正、これに伴い2007年6月には学校教育法の一部改正が行われた。さらに、中央教育審議会答申（以降、「中教審」と略す）を受け、2008年3月28日に新学習指導要領が告示された。ここでは、新学習指導要領の改正ポイント及び小学校の外国語活動及び中学校の外国語の教科を中心に、「英語」について注目していきたい。

1 学習指導要領の改訂の大きなポイント

今回の学習指導要領の改訂については、2008年1月17日の中教審答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」が発表され、その後2008年3月28日に新学習指導要領が告示された経緯がある。改訂のポイントについて文部科学省は次のように発表している。

教育基本法や学校教育法の改正などを踏まえ、「生きる力」をはぐくむという学習指導要領の理念を実現するため、その具体的な手立てを確立する観点から学習指導要領を改訂します。

改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂

「生きる力」という理念の共有

基礎的・基本的な知識・技能の習得

思考力・判断力・表現力等の育成

確かな学力を確立するために必要な時間の確保

学習意欲の向上や学習習慣の確立

豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実⁽¹⁾

新しい学習指導要領は幼稚園、小学校、中学校等では平成21年度から適

用されることとなる。

2 小学校と英語

小学校の教育内容については、「小学校学習指導要領」を見れば一目瞭然である。しかし、教科にはもちろん「英語」はない。現在、小学校で一般に行われている英語教育なるものは、外国語活動（英語活動）という名のもとで、ほとんどが総合的な学習の時間での対応ということになるだろうか。（平成20年度段階）

小学校の英語教育はどのあたりから公に取り上げられるようになったのだろうか。先ず考えられるのは、1991年12月の臨時行政改革推進審議会での「小学校でも英会話など外国語会話を特別活動のなかで推進すること」という答申ではないだろうか。

1992年11月には旧文部省より委嘱を受けた大阪市立の2小学校で「小学校における外国語学習研究開発」がスタートした。その後、1996年7月19日の旧文部省の中央教育審議会第一次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」では注目すべき内容があるので、取り上げておきたい。ここでは「——子供に【生きる力】と【ゆとり】を——」が大きく取り上げられていた。おもな内容は次の通りである。

はじめに

第1部 今後における教育の在り方

- (1) 子供たちの生活と家庭や地域社会の現状
 - [1] 子供たちの生活の現状
 - [2] 家庭や地域社会の現状
- (2) これからの中の社会の展望
- (3) 今後における教育の在り方の基本的な方向
- (4) 過度の受験競争の緩和
- (5) いじめ・登校拒否の問題
 - [1] いじめ・登校拒否の問題の背景

[2] いじめ・登校拒否の問題の解決のための家庭・学校・地域社会の役割と連携

第2部 学校・家庭・地域社会の役割と連携の在り方

第1章 これからの学校教育の在り方

(1) これからの学校教育の目指す方向

[1] これからの学校

[2] 教育内容の厳選と基礎・基本の徹底

[3] 一人一人の個性を生かすための教育の改善

[4] 豊かな人間性とたくましい体をはぐくむための教育の改善

[5] 横断的・総合的な学習の推進

[6] 教科の再編・統合を含めた将来の教科等の構成の在り方

(2) 新しい学校教育の実現のための条件整備等

[1] 教員配置の改善

[2] 教員の資質・能力の向上

[3] 学校外の社会人の活用

[4] 学校施設など教育環境の整備

[5] 関係機関との連携

[6] 様々な専門家と教員等との連携

[7] 幼児教育の充実

[8] 障害等に配慮した教育の充実

第2章 これからの家庭教育の在り方

(1) これからの家庭教育の在り方

(2) 家庭教育の条件整備と充実方策

[1] 家庭教育の在り方と条件整備

[2] 家庭教育の具体的な充実方策

第3章 これからの地域社会における教育の在り方

(1) これからの地域社会における教育の在り方

(2) 地域社会における教育の条件整備と充実方策

[1] 地域社会における教育の在り方と条件整備

[2] 地域社会における教育の具体的な充実方策

[3] 地域社会における教育を充実させるための体制の整備

第4章 学校・家庭・地域社会の連携

第5章 完全学校週5日制の実施について

(1) 今後における教育の在り方と学校週5日制の目指すもの

(2) 完全学校週5日制の実施に当たって特に留意すべき事項

[1] 学校外活動の充実と家庭や地域社会の教育力の充実

[2] 過度の受験競争の緩和と子供の[ゆとり]の確保

[3] 完全学校週5日制の実施方法

第3部 国際化、情報化、科学技術の発展等社会の変化に対応する教

育の在り方

第1章 社会の変化に対応する教育の在り方

第2章 国際化と教育

[1] 国際化と教育

[2] 国際理解教育の充実

[3] 外国語教育の改善

[4] 海外に在留している子供たち等の教育の改善・充実

第3章 情報化と教育

[1] 情報化と教育

[2] 情報教育の体系的な実施

[3] 情報機器、情報通信ネットワークの活用による学校教育
の質的改善

[4] 高度情報通信社会に対応する「新しい学校」の構築

[5] 情報化の「影」の部分への対応

第4章 科学技術の発展と教育

[1] 科学技術の発展と教育

[2] 科学的素養の育成に関する教育の改善

[3] 地域社会における様々な学習機会の提供

第5章 環境問題と教育

- [1] 環境問題と教育
 - [2] 環境教育の改善・充実
 - [3] 地域社会における様々な学習機会の提供
- 今後の検討課題 ⁽²⁾

ここで特に注目しておきたいのは、「第3部 国際化、情報化、科学技術の発展等社会の変化に対応する教育の在り方」の「第2章 国際化と教育」である。「[1]国際化と教育」では留意点を3点挙げている。

- (a) 広い視野を持ち、異文化を理解するとともに、これを尊重する態度や異なる文化を持った人々と共に生きていく資質や能力の育成を図ること。
- (b) 国際理解のためにも、日本人として、また、個人としての自己の確立を図ること。
- (c) 国際社会において、相手の立場を尊重しつつ、自分の考え方や意思を表現できる基礎的な力を育成する観点から、外国語能力の基礎や表現力等のコミュニケーション能力の育成を図ること。⁽³⁾

ここで確認しておきたいことは「外国語能力」という表現であって、「英語能力」とは書かれていない点である。続いて「[2]国際理解教育の充実」については例として、

現在、各学校では、外国への修学旅行、姉妹校提携、留学、生徒の外国への研修旅行、外国人留学生の受け入れなど、多様な形態で国際交流活動が行われているが、国際理解教育を推進する観点からも、今後、学校段階に応じ、また、各学校の実態を踏まえながら、こうした活動が行われることは意義のあることであり、このような取組を支援していく必要があると考える。また、身近に国際交流を行っていくという意味で、学校や地域の実態に応じ、地域で行われる様

々な国際交流活動に参加するとともに、日本の大学等に在学する外国人留学生、インターナショナルスクールの子供たちなどとの交流を進めていくことや、インターネットなどの情報通信ネットワークを活用して、外国の学校などとの国際交流を進めていくことは意義のあることと考える。また、こうした学校での取組のほか、地域において、青少年団体等が実施する国際交流事業に参加することも、国際理解を深め、国際性を養うという点で意義があり、このような取組を支援していくことも有効である。⁽⁴⁾

が取り上げられている。これは「総合的な学習の時間」の活用ということが暗に示唆されている。「[3]外国語教育の改善」では、まず（中学校・高等学校における外国語教育の充実）の中で、コミュニケーション能力の育成重視が謳われている。外国語指導助手（ALT）の招致なども取り上げられている。さてここで、最も注目すべきは、（小学校における外国語教育の扱い）である。この部分は重要であるので、全文を引用しておきたい。

小学校段階において、外国語教育にどのように取り組むかは非常に重要な検討課題である。本審議会においても、研究開発学校での研究成果などを参考にし、また専門家からのヒアリングを行うなどして、種々検討を行った。その結果、小学校における外国語教育については、教科として一律に実施する方法は採らないが、国際理解教育の一環として、「総合的な学習の時間」を活用したり、特別活動などの時間において、学校や地域の実態等に応じて、子供たちに外国語、例えば英会話等に触れる機会や、外国の生活・文化などに慣れ親しむ機会を持たせることができるようにすることが適当であると考えた。小学校段階から外国語教育を教科として一律に実施することについては、外国語の発音を身に付ける点において、また中学校以後の外国語教育の効果を高める点などにおいて、メリットがあ

るもの、小学校の児童の学習負担の増大の問題、小学校での教育内容の厳選・授業時数の縮減を実施していくこととの関連の問題、学校段階では国語の能力の育成が重要であり、外国語教育については中学校以降の改善で対応することが大切と考えたことなどから、上記の結論に至ったところである。小学校において、子供たちに外国語や外国の生活・文化などに慣れ親しむ活動を行うに当たっては、ネイティブ・スピーカーや地域における海外生活経験者などの活用を図ることが望まれる。また、こうした活動で大切なことは、ネイティブ・スピーカー等との触れ合いを通じて、子供たちが異なった言語や文化などに興味や関心を持つということであり、例えば、文法や単語の知識等を教え込むような方法は避けるよう留意する必要があると考える。

さらに、各学校でのこうした教育活動を推進するため、研究開発学校における研究などにより、活動の在り方、指導方法などの研究開発を進めていくことも必要である。⁽⁵⁾

ここで初めて例であるが、「英会話等に触れる機会」という文章が登場するのである。また、「小学校段階では国語の能力の育成が重要」と示唆している点も見逃せない。「[4] 海外に在留している子供たち等の教育の改善・充実」は国際化の持つ問題を取り上げている。

次に抑えておきたいのは、学習指導要領である。「小学校学習指導要領」は1998年12月に告示され、2002年度より実施となった。新たに加えられた「第1章 総則」の「第3 総合的学習の時間の取扱い」は以下の通りである。

- 1 総合的な学習の時間においては、各学校は、地域や学校、児童の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や児童の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うものとする。
- 2 総合的な学習の時間においては、次のようなねらいをもって指

導を行うものとする。

- (1) 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること。
 - (2) 学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすること。
- 3 各学校においては、2に示すねらいを踏まえ、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題、児童の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などについて、学校の実態に応じた学習活動を行うものとする。
- 4 各学校における総合的な学習の時間の名称については、各学校において適切に定めるものとする。
- 5 総合的な学習の時間の学習活動を行うに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- (1) 自然体験やボランティア活動などの社会体験、観察・実験、見学や調査、発表や討論、ものづくりや生産活動など体験的な学習、問題解決的な学習を積極的に取り入れること。
 - (2) グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制、地域の教材や学習環境の積極的な活用などについて工夫すること。
 - (3) 国際理解に関する学習の一環としての外国語会話等を行うときは、学校の実態等に応じ、児童が外国語に触れたり、外国の生活や文化などに慣れ親しんだりするなど小学校段階にふさわしい体験的な学習が行われるようにすること。⁽⁶⁾

3と5の(3)が国際理解に関する内容である。これを基点にして英語活動が始まるのである。ここでも「外国語」あるいは「外国語会話」であって、「英語」あるいは「英会話」といった表現ではない。しかし、現

実は、「国際理解」＝「英語」＝「英会話」という図式となっているのである。

これまで特別活動という時間の中での扱いから、総合的学習という分野を横断した時間のなかで、小学校における英語活動の考え方に対する拍車がかかったと言つてよい。

さらに、2000年1月に発表された「21世紀日本の構想」では次のような指摘がある。

21世紀の世界の主な潮流は、「グローバル化」「グローバル・リテラシー（国際対話能力）」「情報技術革命」「科学技術の進化」「少子高齢化」である。⁽⁷⁾

グローバル・リテラシーとは「世界へアクセスする能力」「世界と対話できる能力」⁽⁸⁾である。具体的には、

この能力の基本は、コンピュータやインターネットといった情報技術を使いこなせることと、国際共通語としての英語を使いこなせることである。⁽⁹⁾

英語の位置づけを「英語は、単なる外国語の一つではない。それは国際共通語としての英語である」⁽¹⁰⁾とし、

社会人になるまでに日本人全員が実用英語を使いこなせるようにするといった具体的な到達目標を設定する必要がある⁽¹¹⁾

と謳われている。さらに、

長期的には英語を第二公用語とすることも視野に入ってくるが、国民的論議を必要とする。まずは、英語を国民の実用語とするため

に全力を尽さなければならない⁽¹²⁾

としている。英語第二公用語論まで浮上することとなった。もちろん、英語第二公用論は実現していないが、この「21世紀日本の構想」で示された内容は、名前を変え、結果的には実現の方向に向かっているのである。そのひとつが「小学校への英語教育導入」であると言ってよいだろう。報告書では「外国语教育」は「日本の戦略」⁽¹³⁾であるとも言っているのである。これは、海外に対しての提案ではなく、「日本の中」のことであり、小学校英語導入のまさに政府の戦略とも言える。

2000年3月には、小学校の第3学年から導入される「総合的な学習の時間」を踏まえ、「小学校英語活動実践の手引作成協力会議」(座長：影浦攻)が発足し、2001年4月には『小学校英語活動実践の手引』(Practical Handbook for Elementary School English Activities) (開隆堂出版)が発表された。

2000年12月の教育改革国民会議「教育を変える17の提案」中、「新しい時代に新しい学校づくりを」の中で「授業を子どもの立場に立った、わかりやすく効果的なものにする」という提案がある。その中に次のように提案している。

- (1) 学級編成については、教科や学年の特性に応じて、校長の判断で学校の独自性を發揮できるようにする。生活集団と学習集団を区別し、教科によっては少人数や習熟度別学級編成を行う。
- (2) 学校は、社会人がその職業経験や人生経験を生かし、学校教育に参加する機会を積極的につくる。
- (3) 優れた授業方法の情報を広く共有できるようにする。
- (4) IT教育と英語教育は、なるべく早い時期から、「本物・実物」に触れさせながら促進する。教える人と教え方が重要である。英語を母語とする外国语指導助手(ALT)や専門的知識や経験を持ったスタッフを学校外から積極的に登用する。⁽¹⁴⁾

注目しておきたいのは（4）特に、「なるべく早い時期から」という表現である。現在の学校教育では、中学校から教科としての外国語（英語）が教育課程に編成されている。「なるべく早い時期から」とは、小学校からの英語教育を暗示させるものであることは言うまでもないことだ。

2000年1月には「英語指導方法改善の推進に関する懇談会」が発足し、2001年1月の報道発表によると、「小学校英会話学習、高校入試、大学入試の在り方、英語を聞き話す機会の拡充など多岐にわたる問題点について真剣に意見を交換した」⁽¹⁵⁾とある。小学校英語はこの時点で「小学校英会話学習」とはっきりと「英会話」とした点は注目してよいだろう。

「英語によるコミュニケーション能力」＝「英会話」とした図式がここにも見られるのだ。小学校段階の英語の取り扱いについては、「子どもの言語習得の特質などを踏まえつつ、教科としての英語教育の可能性も含めて今後も積極的に検討を進める必要があろう」⁽¹⁶⁾としている。英語活動→英会話学習→英語教育とこの10年間の動きが変化してきたことがわかるのだ。

その後の流れを簡単に時系列でまとめると以下の通りである。

2002年1月 「英語教育改善に関する懇談会」発足

2002年4月 「新しい時代における教養教育の在り方について」

*「世界の人々と外国語で的確に意志疎通を図る能力も求められる」との記述あり。

2002年7月 「『英語が使える日本人』の育成のための戦略」

2003年3月 「『英語が使える日本人』の行動計画」

2004年3月 「中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会外國語専門部会」設置

*「小学校の英語教育必修化」について、文部科学省が本格的な検討を開始した。」

2006年3月 「中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会

専門部会

*全国一律に小学校で英語を実施する「必修化」を提言する審議経過をまとめる。

「小学校における英語教育について（外国語専門部会における審議の状況）」から知ることができる。

はじめに

- 1 小学校における英語教育の現状と課題
- 2 小学校における英語教育の目標と内容
- 3 小学校における英語教育に関する教育条件
- 4 小学校における英語教育の教育課程上の位置づけ

おわりに⁽¹⁷⁾

以上のような内容でまとめられ、「外国語専門部会の審議においては、次のような意見が多く示されている」とし、以下3点をあげている。

- ①現在の子どもたちには、他者を理解し、自分を表現し、社会と対話するための言語コミュニケーション能力を育成することが課題となっている。その際、次代を担う子どもたちがグローバル化した時代を生きていくことを考えると、異文化を理解し、我が国の文化を発信し、異文化と対話する力を育てるとの視点を持つことが重要である。
- ②小学校の英語教育は、中・高等学校での英語学習の素地をつくるものである。小学校の段階では、子どもたちにとって意味ある活動の中で、英語を用いて、相手を理解したり、自分を表現したりすることの楽しさを実感を持って体験させることが重要である。
- ③小学校の教育では、言葉や文化への幅広い関心を持たせることが要である。英語教育においても、英語や外国の文化を理解するだ

けでなく、国語力の向上、我が国の文化の理解、国際社会を生きる日本人としての自覚の育成に相乗的に資するものとすることが適當である。⁽¹⁸⁾

さらに、小学校における英語教育の充実の必要性と検討すべき課題に関する内容をまとめと以下の通りである。

- ・小学校の柔軟な適応力を生かすことによる英語力の向上
- ・グローバル化の進展への対応
- ・教育の機会均等の確保

以上、1991年12月の臨時行政改革推進審議会での「小学校でも英会話など外国語会話を特別活動のなかで推進すること」という答申から、現在までの流れを見てきた。すでに見てきたように、これまでの審議内容は小学校の英語が必修化されるという流れの中で進んできたことがわかるだろう。

3 小学校英語の考え方

現在、小学校での英語は「活動」から「教科」に変わってはいないが、今回の学習指導要領の改訂により教育課程の中で外国語活動として位置付けられている。これは一体何を意味するのであろうか。まず「英語活動」のねらいは何であろうか。『小学校英語活動実践の手引』の「英語活動のねらい」によれば、以下の通りである。

「総合的な学習の時間」では、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題、子どもの興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などについて、学校の実態に応じた学習活動を行うものとしている。

ここでは、「総合的な学習の時間」の中で国際理解に関する学習を行う場合のねらい、また、その方法、さらに国際理解に関する学習の一環として「外国語会話」、特に「英会話」を行う場合のねらい等について述べることとする。⁽¹⁹⁾

さらに、「外国語会話」と「英会話学習」については以下の通りである。

「外国語会話」とは、諸外国の様々な言葉を使った意思の疎通を図ための会話である。現在、世界の多くの場面で使用されている言語であることや子どもが学習する際の負担等を考慮して、この手引では、英語を取り上げることとした。小学校においては、子どもの発達段階に応じて、歌、ゲーム、クイズ、ごっこ遊びなどを通して、身近な、そして、簡単な英語を聞いたり話したりする体験的な活動を中心に授業が構成されることから、この手引では、「総合的な学習の時間」で扱う英会話を「英語活動」と呼ぶこととした。⁽²⁰⁾

また、「『英語活動』のねらいと活動の在り方」については次の4点を取り上げている。

- (1) 小学校英語における「英語活動」のねらい
- (2) 子ども日常生活に身近な英語を扱う
- (3) 音声を中心とした活動を行う
- (4) 英語活動で取り入れる学習内容と活動⁽²¹⁾

特に「(1) 小学校英語における『英語活動』のねらい」については重要であるので全文を紹介しておきたい。

児童期は、新たな事象に関する興味・関心が強く、言語をはじめとして、異文化に関しても自然に受け入れられる時期にある。このよ

うな時期に英語に触ることは、コミュニケーション能力を育てる上でも、国際理解を深める上でも大変重要な体験になる。「英語活動」そのものが異文化に触れる体験となり、さらに、外国人の人や文化にかかわろうとするときの手段として、英語を活用しようとする態度を育成することにもつながる。すなわち、言語習得を主な目的とするのではなく、興味・関心や意欲の育成をねらうことが重要である。⁽²²⁾

では、教科としての「英語」の場合にはどうように考えているのだろうか。「小学校における英語教育について（外国語専門部会における審議の状況）」によれば、小学校段階の英語教育の目標については、以下の通りである。

- 1 小学校段階では、音声を柔軟に受け止めるのに適していることなどから、音声を中心とした英語のコミュニケーション活動や、ALT（外国語指導助手）を中心とした外国人との交流を通して、音声、会話表現、文法などのスキル面を中心に英語力の向上を図ることを重視する考え方（英語のスキルをより重視する考え方）
- 2 小学校段階では、言語や文化に対する関心や意欲を高めるのに適していることなどから、英語を使った活動をすることを通じて、国語や我が国の文化を含め、言語や文化に対する理解を深めるとともに、ALTや留学生等の外国人との交流を通して、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、国際理解を深めることを重視する考え方（国際コミュニケーションをより重視する考え方）⁽²³⁾

「英語活動」と「英語教育」の違いは、端的に言えば、「言語学習を主な目的とするのではなく、興味・関心や意欲の育成をねらうことが重要」から「スキル面を中心に英語力の向上を図ることを重視する考え方（英

語のスキルをより重視する考え方)」というスキルをより重視する考え方へ変わっていることがわかる。

4 小学校学習指導要領改訂（2008年3月告示）と英語

小学校の学習指導要領の改訂の中で英語（外国語活動）関連のものを見てみたい。文部科学省が発表している教師用のパンフレットには「教育課程の基本的な枠組み」の中に、「外国語活動（高学年で週1コマ）を新設」とあり、「教育内容に関する主な改善事項」の中には以下の通り纏められている。

■小学校段階における外国語活動

- 中学校段階の文法等の英語教育の前倒しではなく、幅広い言語に関する能力や国際感覚の基礎を培うため、英語の音声や基本的な表現に慣れ親しみ、言語や文化に対する理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、中学校との円滑な接続を図る。
- 小学校高学年で、総合的な学習の時間とは別に週1コマ程度実施するが、教科とは位置付けない

外国語活動という名称ではあるが、「中学校段階の文法等の英語教育の前倒しではなく、幅広く言語に関する能力や国際感覚の基礎を培うため、英語の音声や基本的な表現に慣れ親しみ、言語や文化に対する理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、中学校との円滑な接続を図る」とあるように、外国語活動=英語ということを暗示している。このことは新学習指導要領の「第4章 外国語活動」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」に「(1) 外国語活動においては、英語を取り扱うことを原則とすること」⁽²⁴⁾とあることからもその意図は伺える。念のため、これは改正学校教育法施行規則の

第五十条及び五十一条を確認しておこう。

第五十条 小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科（以下本節中「各教科」という。）、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成するものとする。

第五十一条 小学校の各学年における各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第一に定める授業時数を標準とする。

では、実際の学習指導要領の記載を見てみたい。「第4章 外国語活動」がこれにあたる。「第1 目標」には以下のようにある。

外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的なコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う。⁽²⁵⁾

「外国語の音声」について、どのように扱うかといったことは大きな課題であると思われる。

5 小学校英語の問題点

外国語が小学校の教育課程に正式に導入された。「外国語活動」という名称が正式であるが、新学習指導要領の「第4章 外国語活動」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」に「(1) 外国語活動においては、英語を取り扱うことを原則とすること」⁽²⁶⁾とあるように、英語が主ということになることから、便宜上、小学校英語として呼称していきたい。

小学校英語の導入が現実的になった現在、さまざまな問題点があるが、ここでそれを整理しておきたい。

- 1 英語教育の内容と教育課程編成（実施学年と授業時間）
- 2 評価等の観点
- 3 指導者の養成（現場教員の対応）
- 4 教科書と教材
- 5 今後の小学校教員養成と教職員免許法との改正の是非
- 6 『中学校学習指導要領 外国語編』との関連

「1 英語教育の内容と教育課程編成（実施学年と授業時間）」については、5、6年生を対象とした授業時間数は週1時間程度(35時間)とされ、この内容については次の通りである。

〔第5学年及び第6学年〕

- 1 外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図ることができ るよう、次の事項について指導する。
 - (1) 外国語を用いてコミュニケーションを図る楽しさを体験する こと。
 - (2) 積極的に外国語を聞いたり、話したりすること。
 - (3) 言語を用いてコミュニケーションを図ることの大切さを知る こと。
- 2 日本と外国の言語や文化について、体験的に理解を深めること ができるよう、次の事項について指導する。
 - (1) 外国語の音声やリズムなどに慣れ親しむとともに、日本語と の違いを知り、言葉の面白さや豊かさに気付くこと。
 - (2) 日本と外国との生活、習慣、行事などの違いを知り、多様な ものの見方や考え方があることに気付くこと。
 - (3) 異なる文化をもつ人々との交流等を体験し、文化等に対する

理解を深めること。⁽²⁷⁾

ここで思い出されるのは、かつて中学校の英語が週5時間から3時間に減少された学習指導要領の改訂である。奇しくもこれは、その不足分を補うような格好になっていることだ。中学校の英語の授業時間数をもとの週5時間に戻すなどの検討がされずに、積み残した課題を小学校段階に前倒しているのではないと思われても仕方ないだろう。「小学校における英語教育について」では「中学校においては、聞くこと、話すことについて重点を置くこととされているが、同時に読むこと、書くことも取り扱うとされている」⁽²⁸⁾ という。

また、早期英語教育論では必ず取り上げられる「臨界期仮説」というのがある。これは言語の習得にも臨界期があると言い出したのはレネバーアーク(Eric Heinz Lenneberg, 1921-1975)である。彼はこれを12から15歳としているが、クラッシュエン(Stephen Krashen, b. 1941)を代表する研究者によっては5歳まで、ジョンソンはこれを7歳とするなど、意見は統一されていない。また、1920年のジョセフ・シングによる狼に育てられた少女2人(アラマとカマラ)の件では、保護したときにはすでに8歳を過ぎており、その後9年間教育を施したもののはほとんど人間の言葉を話せなかつたという事例もある。いずれにしても、言葉の習得は早ければ早いほどよいというのも、実際には脳科学などの理論的な裏づけなどが、こうした議論ではほとんど示されていない。しかも、こと小学校英語に関しては、母語である日本語ではなく、外国語としての英語についても同様に考えるかなどの議論が不十分ではないだろうか。鳥飼政美子も「臨界期」と「インプットの量」への疑問を投げかけている。⁽²⁹⁾

「2 評価等の観点」では、成績を数値化して評価する「教科」には現在なっていない。教科化となれば、評価を行う担当教員の問題も同時に発生することになる。

「3 指導者の養成(現場教員の対応)」については、前述の2つとも深く関係して来るが、英語を担当する教員が誰かということになる。小学

校の現在の体制では、学級担任ということになる。また、現在の「総合的な学習の時間」の英語活動も大半は学級担任が行っている。英語を担当できる能力を有した教員がいなければ評価することはできない。また、教科化することもできない。この指導者の問題はただ単にALTを活用すればいいというような問題ではない。義務教育の小学校に平等にこうしたALTを派遣できる体制は現在整ってはいない。また、英語が担当できれば、誰でも良いという問題でもない。確かに、地域の外国人や上級学校の英語科の教員の協力を求めているところもあるようだが、今後は「外国語活動」（「英語活動」）から「英語教育」へと変わり、継続的な教育内容が求められるとすれば、指導できる教員が必要なのは明らかである。現在のところでは現場サイドで小学校英語には対応しきれていないだろう。

「4 教科化の問題：教科書と教材」はおそらく、一番の小学校英語の争点ではないだろうか。小学校における英語の位置付けの問題である。小学校英語必修化の延長線上には教科化があるのは明らかである。そうなれば、教員の対応はもちろんのこと、教科書や教材の問題も同時に浮上してくることになる。私自身が特に関心があるのは、現在の国語におけるローマ字教育である。小学校のローマ字教育は1998年12月改訂の学習指導要領には第4学年の国語の「文字について」の中で「日常使われる簡単な単語について、ローマ字で表記されたものを読み、また、ローマ字で書くこと」が示されているが、第5学年、第6学年ではローマ字については示されていない。第4学年の国語235時間（1時間=45分）の中でどれくらいの時間を充當しているのか。インターネット等で検索してみても、3～4時間程度である。現行の小学校の学習指導要領に従えば、6年間の小学校教育の中でローマ字教育は第4学年で「国語」の中で3～4時間程度の扱いということになる。改訂学習指導要領の「文字に関する事項」には次のようにある。

第3学年においては、日常使われている簡単な単語について、ローマ字で表記されたものを読み、ローマ字で書くこと⁽³⁰⁾

英語を理解していく上でアルファベットの理解は大きく影響する。現在は、携帯電話やPCのインターネットの利用によるメールは今や小学生にも普及している。すでに文字として、あるいは記号として日常的にアルファベットに触れていることになるのだ。さらに携帯電話やPCのキーボードはアルファベットとひらがなの並列表記になっている場合が多い。一般の表記方法も訓令式やヘボン式に代表されるように、一部で表記方法が異なる。外国語活動（英語活動）は会話を中心にという趣旨も、英語教育になったとしてもおそらく、コミュニケーション中心という考え方にはスライドしても英会話重視は変わらないだろう。こうした時、ローマ字教育との連携は実は重要な意味を持つことになるのではないだろうか。新学習指導要領によれば外国語活動は「音声によるコミュニケーションを補助するもの」⁽³¹⁾として書くことを捉えている。主眼はあくまでも音声である。英語の教科書や教材を作成するのに、絵ばかりというわけにもいかない。また、単語にアルファベットを示し、さらにその下にカタカナで表記するようなことがあったら、それこそ教科書そのものの意味が疑われよう。音声を重視するということは、「聞こえ」を重視することにもつながる。もともと日本語にない音の「聞こえ」をカタカナという日本語に置き換えてしまえば、本末転倒である。（初級の英和辞典でこうした傾向が見られるが、教科書は文部科学省の検定制度を実施しているということから、その意味合いは大きく異なると考える）

「5 今後的小学校教員養成と教職員免許法との改正の是非」については、今後大きな問題となることは必死だ。すでに教員免許の更新制については、免許状更新講習規則が2008年3月に定められた。外国語活動として小学校英語が導入されれば、当然、教職員免許法や教職員免許法施行規則など、教員養成に関わる法改正が行われなければならない。小学校で英語を教えるには、教科化されないとても、「総合演習」や「特別活動」という「教職に関する科目」以外に小学校英語の教授法的な内

容を含む内容のものを盛り込む必要があるだろう。現行では確かに英語に関する必修科目がある。教員免許状を取得するためには「英語コミュニケーション」が基礎科目として必修となっている。しかし、これは教科として設置されているのではなく、あくまでも教員としての基礎ということになる。本来ならば、指導者を養成してから小学校英語の導入が行われるべきであったはずだ。「総合的な学習の時間」で英語活動を推し進めている以上、教員養成上の対応は相変わらず「教職に関する科目」に「総合演習」(2単位)が法的には設置されているだけで、英語を指導する指導法は、小学校の教員養成課程では設置されていない。こうしたことからも、この現状を改善せずにさらに必修化する動きがあるということ自体に疑問の余地は大いに残る。さらに、現場の教員に至っては、教員研修等で対応するという措置が取られるであろうが、教員の多忙化をさらに悪化させないように祈るばかりだ。

「6 『中学校学習指導要領 外国語編』との関連」については、まず『中学校学習指導要領』(現行)を見てみよう。

第9節 外国語

第1 目 標

外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くことや話すことなどの実践的コミュニケーション能力の基礎を養う。

第2 各言語の目標及び内容等

英 語

1 目 標

- (1) 英語を聞くことに慣れ親しみ、初步的な英語を聞いて話し手の意向などを理解できるようにする。

- (2) 英語で話すことに慣れ親しみ、初步的な英語を用いて自分の考えなどを話すことができるようとする。
- (3) 英語を読むことに慣れ親しみ、初步的な英語を読んで書き手の意向などを理解できるようとする。
- (4) 英語で書くことに慣れ親しみ、初步的な英語を用いて自分の考えなどを書くことができるようとする。⁽³²⁾

改訂後の目標の(1)及び(2)は以下の通りである。

- (1) 初歩的な英語を聞いて話し手の意向などを理解できるようする。
- (2) 初歩的な英語を用いて自分の考え方などを話すことができるようする。⁽³³⁾

改訂の趣旨については、解説として次のように記載されている。

中学校においては、身近な事柄について一層幅広いコミュニケーションを図ができるようにするため、授業時間数の増加（各学年とも年間105時間から140時間に増加）を実施するとともに、指導する語数を従来の「900語程度まで」から「1200語程度」へと増加させている。一方、指導事項の更なる定着を図るため、文法事項等の指導内容を従来のままとしており、新たな指導事項の追加は行っていない。⁽³⁴⁾

本来であれば、まず授業時間の増加や指導する語数などの増加といった内容がなされてから、小学校の外国語活動を導入すべきであるが、今回は同時に学習指導要領が改訂されることとなった。

「小学校における英語教育について」では、小学校において英語を聞くこと、話すことについての英語活動を行うことによって、中学校での四技能が調和のとれた形でスタートさせることができることが期待されていると言つてよいだろう。中学校における英語教育改革をせずに、その皺寄せが小学校に行っていると言つても過言ではないだろう。現在の理想的な対応としては、太田美智彦が次のように述べている。

まずは、小学校・中学校の教師間の交流です。中学校の先生が小学校英語活動の子どもの実態を知るには、直接教室に出向き、小学校を教えてみるとよいでしょう。授業時数や普段の勤務が多忙ななかで、継続的計画的にはなかなか難しいことですが、融通のきく範囲で中学1年生担当の教師が近隣の小学校6年生に授業をしてみることはたいへん意義のあることです。⁽³⁵⁾

現状の理想としては最も有効であろうと思われるのだが、教員の多忙化の問題、継続性の問題を考えると中学校の教員にただ負担を強いる形になるのではないかとの心配も懸念される。現在は教科化されていないことから評価の問題もないが、これが教科化されれば、中学校との教員交流というような安易な方法はとれなくなるだろう。

最後に2005年7月に文部科学大臣宛に提出された「小学校での英語教科化に反対する要望書」(大津由紀雄代表)を紹介しておきたい。主な要点は6点である。

- 1 小学校での英語教育の利点について、説得力ある理論やデータ
- 2 十分な知識と指導技術をもった教員が絶対的に不足している。
- 3 国民に対する説明が十分になされていない。
- 4 小学校での英語活動／英語教育に対する文部科学省の姿勢が一貫していない。
- 5 国語教育との連携について明確なビジョンが提示されていない。

6 学力低下問題と小学校での英語教育⁽³⁶⁾

まとめ

小学校英語の教科化は時代の流れから見ても、実施時期がいつになるかは別にして、導入ありきで文部科学省中央教育審議会で議論がなされてきた結果である。今回の学習指導要領の改訂により小学校に外国語活動（英語活動）が教育課程に導入されたのはその一段階に過ぎない。情報科も高等学校で必修化されたのも時代の流れである。次は中学校での導入も当然予想されることである。小学校英語についてもまずは、教科ではないが、外国語活動として導入されたのは時代の流れとも言えるが、これを受けて立つ教育行政の体制が果てして十分であったかを今一度思い返してみれば、今回の必修化の是非の答えは自ずと出てくる。しかし、小学校英語の必修化については、その背後に産業界や国民の声が大きく影響しているかもしれない。「総合的な学習の時間」が導入された時の現場の混乱が生かされないまま、小学校英語の議論は現場を置き去りにしながら新たな局面を向えることになった。

さらに、おおきなターニング・ポイントは単なる国際理解教育で英語に取り組んで来た小学校が、外国語教育に正式に取り組むということになることだ。「総合的な学習の時間」は、ある種国際理解教育を小学校の現場に導入するための切り札だったかもしれない。しかし、これが外国語活動という名の下の外国語教育に変わるとなると、様子は一変する。小学校教員の養成に与える影響ははかり知れないものがある。また、私立中学校における英語の入学試験などもすぐに念頭に浮かぶことである。そして、今、所謂小学校英語が5・6年生で週1時間程度必修という動きを見た時、何か釈然としないものが去来する。中学校の学習指導要領も英語も「慣れ親しむ」から「初步的な英語」へと位置付けが変わる。小学校英語段階で音声的な「慣れ親しみ」を行い、中学校では「初步的な英語」へと進み、中学校では読み書きが「慣れ親しみ」の段階へと意向することがはっきりして来る。小学校英語の行方を見守りつつ、小学校

英語では何を目指すべきなのか、中学校英語の改善策はないのかを今後検討することで、その周辺の問題がさらに浮き彫りにされるものと信じる。(武蔵野学院大学大学院・武蔵野学院大学教授)

注

- (1) 文部科学省ホームページ「新しい学習指導要領」
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/indea/index.htm
2008年9月4日)
- (2) 中央教育審議会第一次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/chou/Toushin/960701.htm)
- (3) Ditto.
- (4) Ditto.
- (5) Ditto.
- (6) 文部科学省『小学校学習指導要領(平成10年12月)』(国立印刷局、2006年4月)、
- (7) 「21世紀日本の構想 日本のフロンティアは日本の中にある」
(<http://www.kantei.go.jp/21century/houkckusyo/1s.html>)
- (8) Ditto.
- (9) Ditto.
- (10) Ditto.
- (11) Ditto.
- (12) Ditto.
- (13) Ditto.
- (14) 「教育改革国民会議報告——教育を考える17の提案——」
(<http://www.kantei.go.jp/kyouiku/houkoku/1229report.html>)
- (15) 「英語指導方法改善の推進に関する懇談会 報告」
(<http://www.mext.go.jp/b-menu/houkoku/12/01/010110b.htm>)

- (16) Ditto.
- (17) 「小学校の英語教育について（外国語専門部会における審議状況）」
(<http://www.mext.go.jp/b-menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/004/06040519/002.htm>)
- (18) Ditto.
- (19) Ditto.
- (20) 文部科学省『小学校英語実践活動の手引』（開隆堂、2001年4月）、
p. 1.
- (21) Ibid., pp. 2–3.
- (22) 「小学校の英語教育について（外国語専門部会における審議状況）」
- (23) Ditto.
- (24) 『小学校学習指導要領』（文部科学省、2008年3月）， p. 95.
- (25) Ditto.
- (26) Ditto.
- (27) Ditto.
- (28) 「小学校の英語教育について（外国語専門部会における審議状況）」
- (29) 鳥飼久美子『脆うし！小学校英語』（文藝春秋、2006年6月），pp. 14–24
- (30) 『小学校学習指導要領』， p. 12.
- (31) Ibid., p. 96.
- (32) 文部科学省『中学校学習指導要領』（独立行政法人国立印刷局、2005年10月）， p. 90.
- (33) 『中学校学習指導要領』（文部科学省、2008年3月）， p. 92.
- (34) 『中学校学習指導要領解説 外国語編』（文部科学省、2008年7月），
p. 4.
- (35) 太田美智彦『どうする？小学校英語必修化』（日本標準、2006年7月）， p. 60.
- (36) 「大津研究室」(<http://www.otsu.icl.keio.ac.jp/takio/main.html>)

武藏野英語教育研究会 第2巻第2号

2008年11月20日 発行

武藏野英語教育研究会 編集・発行

〒350-1328

埼玉県狭山市上広瀬台3-26-1

武藏野英語教育研究会事務局

武藏野学院大学 佐々木隆研究室